

監査報告書

平成29年5月18日

公益財団法人 大阪タクシーセンター
会長 黒田 晶志 殿

公益財団法人 大阪タクシーセンター

監事 梅山 光法



監事

齋藤 憲司



私たち監事は、当センターの平成28年4月1日から平成29年3月31日までの平成28年度の理事の職務の執行に関して監査を行いましたので、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第33条第2項の規定に基づき本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

私たち監事は、理事及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事等からその職務の執行について報告を受け、重要な決裁書類等を閲覧し、当センターの事務所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

以上の方法によって、当該年度に係る事業報告及びその附属明細書を監査しました。

さらに、会計帳簿又は、これに関する資料の調査を行い、当該年度に係る計算書類及びその附属明細書並びに財産目録について監査いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、当センターの状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書並びに財産目録の監査結果

計算書類及びその附属明細書並びに財産目録は、当センターの財産及び損益の状況をすべて重要な点において適正に表示しているものと認めます。